しゅくはくしせつ きゃくしつ か きじゅん かん

宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する

いけん ていしゅつ ようし 意見提出用紙

Elegation in the contract of	
t 的	
with 「table ? 【意見の内容】	

ていしゅつきげん れいわ ねん がつ にち かようび 提出期限 令和7年11月18日(火曜日)

ゆうびん ばあい ひっちゃく でんし ※郵便の場合は必着、電子メールまたはファックスの場合は当日 そうしん にちじ きろく ゆうこう 送信日時記録有効

ていしゅつさき といあわ さき

提出先・お問合せ先

なごやし じゅうたくとしきょく けんちくしどうぶ けんちくしんさか しゃくしょ にしちょうしゃ かい名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課 (市役所西庁舎2階)

所在地: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メールアドレス:a4256@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

ファックス番号:052-972-4159

電話番号:052-972-4256

6 ほんようし なごやし こうしき ※本用紙は 名古屋市公式ウェブサイト

スキ川戦は「石口産市五式フェンク よりダウンロードできます。



しゅくはくしせつ きゃくしつ

か きじゅん かん

宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する

基本的な考え方(案)について

市民のみなさまからのご意見を募集します

本市では、アジア・アジアパラ競技大会を契機に社会や地域に貢献するレガシーとして、こうれいしゃ しょうがいしゃ かたなど ふく すべ がた りょう しゅくはくしせつ もくてき もくてき にっぱんきゃく 高齢者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設とすることを目的に、一般客室内部の基準の制定を検討しています。

この度、「宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する基本的な考え方(案)」を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

意見の募集期間

令和7年10月20日 (月曜日) から令和7年11月18日 (火曜日) まで

意見の提出

ご意見は資料末尾の提出用紙(任意様式可)に、住所、氏名、意見を記入の上、下記の方はうによりご提出ください。任意の様式による場合は、「宿泊施設の客室のバリアフリー化をできない。からました。 かんが かた あん たい たい たい まずしま かいけん ままんてき かんが かた あん たい たい ままんてき かんが かた あん たい こことを明記してください。

ていしゅつほうほう

(提出方法)

- ・郵送(11月18日(火曜日)必着)
- でんし とうじつそうしんにちじ きろく ゆうこう けんめい しゅくはくしせつ きゃくしつ かきじゅん・電子メール(当日送信日時記録有効。件名は「宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に
- ・ファックス(当日送信日時記録有効)
- ・持参(受付:月曜日から金曜日(祝日を除く)午前8時45分から午後5時15分まで)

ちゅういじこう

(注意事項)

でんわ らいちょう こうとう いけん う りょうしょう ・電話または来庁による口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・お寄せいただいたご意見につきましては、本市の考え方と合わせて公表する予定です。 個別の回答は致しませんのでご了承ください。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づ<u>き、適切に取り扱い</u>ます

いけん ていしゅつさき といあわ さき

意見の提出先・お問合せ先

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課(市役所西庁舎2階)

所在地:〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メールアドレス:a4256@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

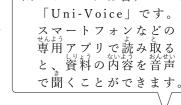
ファックス番号:052-972-4159

電話番号:052-972-4256

 うけつけにちじ
 げつようび
 きんようび
 しゅくじつ のぞ

 受付日時:月曜日から金曜日(祝日を除く)

午前8時45分から午後5時15分まで





しゅくはく しせつ きゃくしつ きほんてき かんが かた か きじゅん かん

宿泊施設の客室のバリアフリー化基準に関する基本的な考え方(案)

1. 基準の趣旨

こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ

- 現在、名古屋市内においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バ リアフリー法)」や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例(県人街条例)」に より、都市のバリアフリー化が進められています。
- いっぽう しゅくはくしせつ けんちくじ 一方で宿泊施設の建築時においては、これらの法令等では、共用部分や車いす使用者用客室の せっち かん きじゅん 設置に関する基準しかなく、**一般客室内部には基準がありません**。
- ■本市では、アジア・アジアパラ競技大会を契機に社会や地域に貢献するレガシーとして、高齢 者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設とすることを目的に、<mark>一般客室内部</mark> の基準を制定します。
- ー しってい きぼ いじょう けんちくぶつ しんちくじ しご かいしゅう たいおう こんなん こうもく 一定規模以上の建築物の新築時において、事後の改修により対応することが困難な項目につい て、条例により基準を定め、義務化します。

2 基準の概要

建築(新築、増築、改築又は用途変更)する部分の床面積の合計が、1,000㎡以上

の宿泊施設における一般客室(重いす使用者用客室を除くすべての客室)

たいしょう 対

る営業の用に供する施設及び旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施 設を除く

ちゅう わしつ ぶぶん およ ぞうちく ばあい きぞん ぶぶん たいしょうがい 注2 和室部分及び増築の場合の既存部分は対象外

位置づけ

- ・地方自治法に基づく条例化により基準を義務化
- けんひとまちじょうれい れんけい てつづ いったい とどけで じゅり しんさ・県人街条例と連携した手続き (一体で届出を受理・審査)

客室面積 15㎡ 未満

▶ 高齢者や障害者の方等に配慮した基準

客室面積 15㎡ 以上

▶ 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準

*2以上のベッドの客室は、基準面積に 4 m を加算(15 m $\rightarrow 19$ m)

(参考)ソフト対応について ※意見募集の対象ではありません

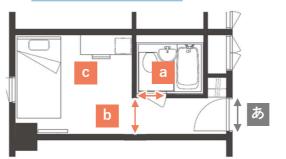


- 宿泊施設のバリアフリーは、今回の基準案による建築物での対応に加え、**設** 備機器や人的サービスといった「ソフト」対応が不可欠です。
- 信を行う予定です。

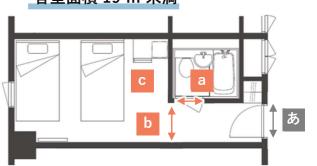
3. 基準・イメージ図

(1) 高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台(シングルルーム)の場合 客室面積 15 m 未満



ベッド2台以上(ツインルーム等)の場合 客室面積 19 ㎡ 未満

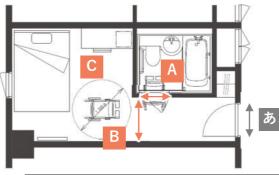


a を室内の便所及び浴室等のでいりぐちはば	ຫຼົງ z j ふくいん
出入口幅	有効幅員 70 cm 以上
b 客室内の便所及び浴室等の	^{ゅうこうふくいん}
でいりぐち せっ 出入口に接する通路の幅	有効幅員 80 cm 以上
で きゃくしつない だんきなど 客室内の段差等	きゃくしつない かいだんまた だん もう 客室内に階段又は段を設けない
その他	でんじょ よくしつ て てきせつ 便所・浴室への手すりの適切な こっと 配置に努める

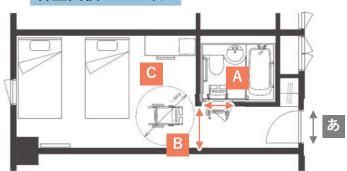
あ (県人街条例) 客室出入口の有効幅員 80 cm 以上

(2) 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台 (シングルルーム) の場合 客室面積 15 ㎡ 以上



ベッド2台以上(ツインルーム等)の場合 客室面積 19 ㎡ 以上



	_
A 客室内の便所及び浴室等のでいりぐちはば出入口幅	^{ゅうこうふくいん} 有効幅員 75 cm 以上
B を	^{ゅうこうふくいん} 有効幅員 100 cm 以上
で 客室内の段差等	きゃくしつない かいだんまた だん もう 客室内に階段又は段を設けない
その他	車いすの転回スペース、ベッド移 を表えペースの確保、便所・浴室へ の手すりの適切な配置に努める



あ (県人街条例) 客室出入口の有効幅員 80 cm 以上